

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定
根拠法令及び条項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 法第8条第1項及び第4項
審査基準	☒ 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （事業計画の変更等） 第八条 前条第一項の認定を受けた農業者団体等（以下「認定農業者団体等」という。）は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
	2 ～ 3 略
	4 前条第四項から第六項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。 この場合において、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。
	（事業計画の認定） 第七条 略
	2 ～ 3 略
	4 前項に規定する農業者団体等は、同項の規定により事業計画に土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県（土地改良法第九十四条の十第一項の規定により当該都道府県が当該土地改良施設を同法第九十四条の三第一項に規定する土地改良区等に管理させている場合にあつては、当該土地改良区等を含む。）の同意を得なければならない。
	5 特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。 二 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること。 三 当該事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域（当該事業計画に二以上の多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあつては、その全ての実施区域）内に、現に耕作又は養畜の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。
	【その他の基準となる法令、通知等】 ○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則 第八条 法第七条第五項第三号（法第八条第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める農用地は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十六条第一項の規定による勧告に係る農地とする。

	第九条 法第八条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。 一 法第七条第二項第一号に規定する多面的機能発揮促進事業の目標の変更 二 法第七条第二項第二号イに掲げる多面的機能発揮促進事業の種類の変更 三 法第七条第二項第三号に規定する多面的機能発揮促進事業の実施期間の変更 四 前三号に掲げる変更のほか、法第七条第一項に規定する事業計画の重要な変更		
審査基準 設定年月日	令和6年2月5日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☐ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 () ☒ 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。